第10回教育委員会臨時会議事要録

詳細一教育総務部教育総務課 電話03-3981-1141

附属機関又は 会議体の名称		教育委員会臨時会
事務局(担当課)		教育総務部教育総務課(現 教育部庶務課)
開催日時		平成26年9月26日 午後2時
開催場所		教育委員会室
出席者	委員	渡邉 靖彦(委員長)、菅谷 眞(委員長職務代理者)、千馬 英雄、三田 一則(教育長)
	そ の 他	教育総務課長、学校運営課長、学校施設課長、教育指導課長、教育センター所 長、統括指導主事
	事務局	教育総務課庶務係長、教育総務課庶務係主事
公開の可否		一部公開 傍聴人3人
非公開・一部公 開の場合は、そ の理由		第40号議案は人事案件のため非公開とする。
		第37号議案 豊島区立図書館の管理運営に関する規則の一部改正について
		第38号議案 豊島区立幼稚園条例施行規則の一部改正について
		第39号議案 豊島区文化財の登録について<決定>
		第40号議案 非常勤職員の任免について
		陳情第1号 教科用図書採択に関する陳情について
		報告事項第1号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正について
会議次第		報告事項第2号 教育に関する事務の点検・評価報告書
		報告事項第3号 豊島区教育ビジョン検討委員会報告
		報告事項第4号 平成26年度授業改善ヒアリングの結果について
		報告事項第5号 能代市―豊島区 いなか体験・子ども交流事業
		報告事項第6号 能代市との教員交流について
		報告事項第7号 区立幼稚園幼児教育相談の実施報告について(前期分)
		報告事項第8号 東京文化財ウィークの参加について

渡邉委員長)

ただいまより、第10回教育委員会臨時会を開催させていただきます。本日の署名委員は、千馬委員と菅谷委員です。なお、今日は傍聴の方3名いらっしゃるということですので、よろしくお願いいたします。

(委員全員了承)

<傍聴者入場>

(1) 第37号議案 豊島区立図書館の管理運営に関する規則の一部改正について

<図書館係長 資料説明>

渡邉委員長)

図書館の休館日と閉館時間、文言の整理ということでご報告いただきましたが、ご質問 やご意見はございますか。なければご提出いただいた議案のとおり、承認ということで決 定させていただきます。ありがとうございます。

(委員全員異議なし 第34号議案了承)

(2) 第38号議案 豊島区立幼稚園条例施行規則の一部改正について

<学校運営課長 資料説明>

渡邉委員長)

子ども子育て支援新制度の創設にかかわり、法律が変わり、それに伴って規則の整理を しなければならないということでの議案の提出をいただきました。いろいろ耳なれない言 葉があったかと思いますが、ご質問等ございましたらお願いします。

三田教育長)

法律そのものが非常にわかりにくいようです。幼稚園でいうと私立、公立が分かれていますが、保育園も私立と公立それぞれあって、それが幼児教育が全体として4つに分かれていることになります。それに加え、小規模保育とか、預かり保育などの形態を変えた保育もあって、非常に多くの形がとられているということです。それを「子ども子育て基本法」をしいて、できるだけ一元化をし、待機児童といった保育の対象にならない状況を放置することは止めましょうと、国が本腰を入れて法律を作ったのです。もともとそうやってバラバラに保育が行われてきたものですから、それを一つに統合しようということで、お互いの領域で使っていたなじみのない言葉も出てきているということで、ご容赦いただきたいと思います。

基本的には認定行為を行ってから、それぞれどれを選択するのかという流れになっています。教育委員会としては公立幼稚園がありますので、学校運営課長が申し上げたように、 入園手続での書類が今までと違いますが、できるだけ不便をおかけしないようにやりますということです。

また、幼児教育施設の関係で、小学校に上がるときに円滑に小学校へ移行できるような 連携を図るようにするという意向が入っておりますので、そうしたこともあわせて体系が 若干変わっています。接続をしっかり丁寧にやっていくために、豊島区の条例を改正する に当たり、教育委員会の幼稚園条例の施行規則を一部改正するという趣旨です。 千馬委員)

私から質問させていただきます。まず、この新制度は、働きながらの子育てを保障していくという前提で導入されると思いますが、それを踏まえて豊島区としてこの新制度の導入によって、利用上の改善が見込まれるのでしょうか。

2点目は、新しい手続に関して、若干複雑な面も感じられますが、それが保護者にとって不利益になることはないのでしょうか。つまり、なかなかすぐに対応ができない家庭が申請を遅れてしまうなどあると思います。

3点目は、今回この改正が、幼児教育を充実していく上で効果があると考えられるので しょうか、ということです。

学校運営課長)

入園についてはできるだけ入園を受け入れるということになってまいりますので、今までなかなか入園が難しかったような方についても、新制度に移った保育園や幼稚園が受け入れをしていくことになります。そういう点で改善が見込まれます。

保護者から見ますと、二号認定を希望した場合、そこの判定をするための指数がありますが、ある程度正規でなければいけないといった部分がある程度緩和されてきていると聞いております。

手続に関してですが、ここが一番複雑でして、幼稚園や保育所を希望する方は必ず申請して認定をもらわないと入れないということになります。これは効果があるということで積極的に皆さんに周知をしていき、希望される方が認定漏れがないようにしたいと思います。

幼児教育の部分につきましては、今回、制度全体で見ますと、連携や協定を結ぶというようなものがあります。今までそれぞれの園で完結していたことや、不足していた部分を共有していきましょうということです。お住まいの場所、あるいはご事情によって預けられる施設が限られていても、希望するような教育や保育が受けられる可能性が広がってくるということになります。

渡邉委員長)

特に異議がないようですので、これで決定ということにさせていただきたいと思います。 (委員全員異議なし 第34号議案了承)

(3) 第39号議案 豊島区文化財の登録について<決定>

<教育総務課長 資料説明>

渡邉委員長)

過去2回にわたって審議させていただいた文化財の登録についての答申が、当審議会から提出されましたので、これを受けまして最終的な決定とさせていただきたいと思います。 何かご意見等がございましたら、お願いしたいと思います。

千馬委員)

非常に貴重な技術を持っておられるので、無形文化財になればという願いを持っていたので、今回、正式に決定ということでしたので、よかったと思います。それが良い意味で学校教育につながっていければありがたいです。

菅谷委員)

こういう技術をどうやって伝承していくかということを念頭に置いて考えていく必要があります。個人にお任せするだけではなくて、バックアップできるシステムなどが考えられているのかという点が課題だと思います。

三田教育長)

文化財の諮問の際にお話ししましたが、無形文化財の保持者は、伝統工芸の匠の方々といろいろと接触があります。しかし高齢化しているので、できるだけスピーディに認証し、継承者を後世に残していくという責任が教育委員会にあると思います。

今日の朝日新聞にこの答申の記事が出ていまして、植木屋の庭を見に全国から来ていたという内容でした。今、鬼子母神周辺を日本のユネスコ未来遺産に登録しようという動きが出てきていて、報告する資料もそろったということですので、これから豊島区の文化財に光が当たってくると思います。小中学校の社会科の副読本改訂時にそうしたものを入れ込むように、文化財係と連携してやっていただきたいです。

渡邉委員長)

後継者の育成はとても難しいことだと思いますが、技術を持っている方が豊島区にいる ということを子どもたちが知り、関心を持ってもらえれば、そういう道を選択するという ことも可能ではあると思いますので、こういう登録をするということは大変意義のあるこ とです。

それでは、原案通りこれで文化財として登録していただいて、広く活用していただきたいと思います。

(委員全員異議なし 第39号議案了承)

(5) 陳情第1号 教科用図書選択に関する陳情について

<教育指導課長 資料説明>

渡邉委員長)

教科書採択制度に教員の意向を反映させることを求める陳情書を読み上げていただきま した。何かご質問等はございますか。

千馬委員)

陳情書を読ませていただきましたが、指導課で教科書採択に当たって全体的な総括と、 特に指導主事からと名指しで出ていますので、その辺を踏まえてお答えいただけますか。 全体として教育指導課としてはどのように受けとめられたのでしょうか。

教育指導課長)

陳情書には、指導主事のお話ということで出ておりますが、今回、教科書採択に当たりまして、教科用図書の選定委員会及び当調査部会を設置し、教科書の選定資料を作成いた

だきました。その中で、内容の選択あるいは構成上の工夫ということで、様々な角度から 現場の先生たちにご意見をいただき、その中身は選定資料ということでまとめたものであ ると受けとめております。

この選定資料の中では、それぞれの先生たちの専門性を生かした見地から分析がなされておりますので、そういったものが教科書の採択、子どもたちに適した教科書を採択するということに大いに寄与したのではないかと考えてございます。

三田教育長)

陳情書に書かれていることが、事実を正確に表現していないと思う箇所が幾つかあります。教育委員の皆さんには事前に教育委員会室に来ていただいて教科書を3回ないし4回程度の閲覧をしていただきました。その上、教科書の審査で延べ4日間、朝9時から17時までやりました。子どもの実態や、学校からどのような教育課程上の結果が出されてきて、学力調査にはどういう形で反映しているのかということも踏まえて、今日の学習指導要領が求めている教科の目標、そういうものに照らしてどうなのかなど、様々な議論をしてきたと私たちは自負しています。私たち教育委員会は、教育の現場を分かっていないだろうから無理なのではないかと言う様な、非常に不見識な断定の仕方をされているということについて、私は憤りを感じています。教育委員会は見識ある公正な議論を経て決定しているわけですが、本来でしたら傍聴がもっとたくさんいて、実際に見ていただければ、そんなことはないということをお分かりいただけると思うのです。

また、調査部会や選定委員会、教育委員会はそれぞれ何時間行われたのか、整理をして 報告してもらいたいと思います。

そして、この採択権限というのはどこにあるのかということです。かつて私も教育現場 にいましたが、昭和40~50年代は、教科については各学校が1票を持っていました。 それを全部教育委員会に集めて多数を占めたところが追認するという形でした。それが、 当時の国会で大問題になったのです。採択事務の責任と権限はどこにあるのかといえば、 教育委員会です。これは法に定められています。しかし学校から上がってきた人気投票で 実際は決められていたのです。当時は、教科書も様々な色が付いたものがありました。そ れで、教科書にそういう偏向などがあっていいのかということが問題になりました。職員 団体系の仲間が執筆したり編集したりしているところに、学校票が回っていたのです。こ れでは公正な採択にならないのではないかということで、もともと採択事務と権限を持っ ている教育委員会がしっかりやりなさいというのが、法律の趣旨だと思います。その点で 採択権限はどこにあるのかということを明確にしてもらいたいです。教育委員の見識、識 見というのは、きちんと区民に説明できるよう下勉強しながら、それに基づいて議論をし ています。教育指導課の先生たちも現場にいらっしゃったと思うので、私たち教育委員会 は、素人でお粗末な議論をして、甲乙つけがたくて選べませんでしたというような議論を していたのかどうなのか、私たちのことについて言われているので、皆はどのように見た のか、その所見も伺いたいです。

教育指導課長)

では、私から3点お話しさせていただきます。1点目は、教科書の調査に関して取っている時間ですが、まず教科書の調査部会につきまして、それぞれの部会が3回から5回にわたって会を開きまして、綿密かつ詳細な教科書の読み込み作業を行っております。選定部会につきましては、延べ3日間開催いたしまして、保護者代表と校長会代表、事務局代表が一堂に会しまして選定資料の内容について審議をいたしております。

教育委員の先生方におかれましては、3日間にわたりまして、時間数にすると11時間近く、実際に教科書のお目通しをいただいていますので、かなりの時間をかけて準備をしていただいております。

2点目といたしまして、教科書採択にかかわる権限の問題ですが、こちらは地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で、教育委員会の権限といたしまして教科用図書の採択というものがしっかりと位置付けられております。また、教科書の無償措置法の中では、都道府県は、区教育委員会が採択するに当たっては、教科用図書選定委員審議会の意見を聞き、適切な指導・助言、援助を行うということ、あるいは教科書の採択は8月31日までに行わなければならないというようなことについて、詳細に規定をしています。

また、文部科学省から平成24年9月28日付で、教科書採択の改善についての通知の中に、教科書の採択権限は教育委員会にあるので、教職員の投票によって採択教科書が決定されるなど、採択権者の責任が不明確になることがないように、教科書の適正かつ公正な採択手続の確保をするようにということで、今年度についても同様に文部科学省から通知がきております。私たち事務局としては、この点、厳正に厳正を重ねた上で、今回、採択をしていただいたと考えております。

最後に、教育委員の皆さんにご議論いただいたわけでございますが、教育委員会では全ての教職員が参加して実施していく学校評価、関係者評価、あるいは区内の教育課程の実施状況、学力調査の状況等々を必ずこの教育委員会で報告をさせていただいております。その中で、様々なご質疑をいただいて、学校現場の状況ということにつきましては、教育委員の先生方にはつぶさに把握をしていただいていると私たちは認識をしております。

そういった状況把握に基づいての教科書採択の審議でございますので、こちらの陳情書にあるような、素人にはわからないのではないかというようなご指摘は全く当たらないと思います。むしろ、非常に高い教育的な見地から教科書審議の採択を行っていただいたと考えてございます。

三田教育長)

何故、教育委員会に採択権限があるのかということで、教育課程の管理というのは、各学校の校長がやることになっています。管理を委任しているのは教育長なのです。教育長というのは教育委員会の事務取扱です。事務取扱をしている立場から、私一人が全校の教育課程の管理はできませんので、それは校長先生にお願いして、各学校に管理を委任しているわけです。ですから、当然、使った教科書に基づいた指導計画を立てて、1年間の資

料がどのような成果が上がったのか、どういう課題が残ったのかということを、内部評価として教科毎に全部まとまって学校が提出し、それを関係者評価と一緒に外部の評価も入れて、教育委員会の議論としてまいりました。教育委員会のシステムが、教育課程の管理をお願いしている各学校から上がってきた情報の全てを取り扱った上で、この採択に臨んでいるということです。

この陳情書は、豊島区の教育委員会が教員の声を何も反映してないような書き方をしていると感じます。指導主事に伺いますが、教育課程の評価をするということについて、教員が参加しないといったシステムをとっている学校があるのですか。私の認識として、全教員が参加しているので、これは最も正規で公正な職員会議という機関で、自由に教員が自分の教育実践に基づいて、話ができ評価結果を表現できる場所だと思っています。その辺をはっきりさせていただきたいです。

教育指導課長)

学校評価等につきましては、全ての教職員が、アンケート、文書あるいは職員会議等で 意見を表明できますし、教員の意見表明の機会は十分に確保されています。全ての学校が そういった機会は確保されている状況でございます。

三田教育長)

区内の約650人の教員のうちの何人かわかりませんけれども、個人的にこのほうがいいのではないかとか、これは嫌いだといった話ではありません。私たちは全ての教員の意見を聞いた上で議論をしています。しかも教科書は新しく出てきた教科書の情報を聞きながら、それらの実態にマッチングしているかどうかという議論をしたので、当たってないと思うのです。

もう一点ですが、私たちは教科書の展示を行いました。展示には何人が見に来て、どういう声が寄せられていたのか、採択のときにも報告があったと思いますが、もう一度、この場で確認していただけますか。

教育指導課長)

改めてご報告させていただきます。本年度、平成26年6月2日から6月28日まで、日曜日を除く24日間のうち、特別展示を10日間、法定展示を14日間、教育センターにおきまして実施をいたしました。この中で、教育関係者、保護者の方、広く区民の方に教科書を公開したわけでございますけれども、この期間で延べ89名、来場をされまして、14件の意見を頂戴しております。その中では、小学校の関係者ということですが、先生かと思われる方から1件、ご意見を頂戴しておりまして、算数の教科書が非常にカラフルで、子どもたちに伝えやすい内容であるということでした。

千馬委員)

今回、私は教育委員として採択に携わらせていただきましたが、私が教員であったころには、選定委員会や調査部会にも参加をしていました。これを読みながら、実情はどうなのかということも含めてお話しさせていただきます。私は校長として調査部会に力を入れ

ていました。学校の代表というだけではなくて、区全体の代表でもあるからです。私は社会科の長として教科書採択に携わってきました。メンバーには社会科専門のプロが揃っていましたが、区の小学校研究会からノミネートされているのです。私は、どの会社がどういう特徴を持って、どういう差があるというのを意識して選定してきたつもりです。

ですから、私からすれば、簡単に決めたということではなくて、学校の専門家が精査しながら教科書採択にあたっているということを一つ言わせていただきたいです。それから、この採択の決まりは決まりとして、それを踏まえながら区民の目線で審議をしました。第 三者の目線というのを生かした、区民の目線というものを大事にしてきました。そういう意味では自信を持って採択させていただいたつもりでございます。

菅谷委員)

私は教育の専門家ではないので、細かいところは実際にはわからない部分もありますが、 基本的に選定委員会、あるいは調査部会で十分に先生たちの意見を反映していただいて、 その結果がまとまってこの教育委員会に挙がってきているシステムであると思っています。 当然に私たちはそれを参考にしながら検討をするわけです。

全ての先生方のご意見通りにいくということはあり得ないですし、みなの意見をまとめていただいているという認識でおります。ですから、全然意見を聞いてないのではないかというご批判については違うと思います。

また、現場の教員の声が重要になるということは、まさにそのとおりだと思いますが、教員の声が実際にこういうシステムの中で無視されているというのは、この陳情者の個人的な感想文みたいに感じますし、理由も具体的なものはないと思います。直接関係ない話ですが、私が教育委員になってから、図書館へ行くときは教育関連の本を借りていて、恐らく私は20冊から30冊の間ぐらい読みました。教育委員の皆さんは、教育委員を引き受けたからには、そのような自分のできる範囲の努力はされていると思います。私もそういう意味では多少の努力をしているつもりですが、そういう中でもまだ、現場の教員の声が反映されてないじゃないかという意見が出てきているということについては、意識をしながら、今後も取り組んでいく必要があると思います。

三田教育長)

私も相当長いこと豊島区の教科書採択に携わってまいりましたし、センター所長も以前は長いこと指導室で仕事をされていましたので、様々な情報を持っているかと思います。私が指導室にいたときに、特定の教科書に対するファックスが大量に送られてきて、紙詰まりして機械が壊れてしまったことがありました。つまりそれは何かと言ったら、教科書問題を政治問題にすり替えているのです。私は、教科書について様々な議論があってもいいと思っています。言ってはだめだとか、僭越だとか言っているのではありません。そういう意見も私たちはずっと聞いてきていますが、教科書を無償で配付するからには、税金を使ってやっていますので、権限のあるところが法に基づいて、どの教科書が豊島区の子に最もふさわしいのか、厳密に調査し検討した上で決めているわけです。客観的な情報を

基にして冷静にやっているということをご理解いただきたいです。渡邉委員で言えば保護者を代表する区民の目線から、菅谷委員も区民の専門家としての視点から、教育に対して様々な発言をしていただいていて、私たちは学ぶことがたくさんあるわけです。

ですから、教科書はさまざまな見方から採択に至っているということをご理解いただきたいと思います。

1番から4番まで陳情事項がありますので、それについて所管課はどのように考えているかを聞いたうえで、決定していただきたいと思います。

渡邉委員長)

それではまず1番目の教科書採択にあたって、教科書を直接使用する教職員の意見を尊重し、公正、公平、公開を貫いて欲しいということに関しまして、教育指導課長お願いします。

教育指導課長)

公正、公平、公開を貫いてくださいという陳情事項についてですが、教科書は小中学校において主たる教材として使用義務が課されている図書でございます。児童・生徒の教育を行う上に極めて重要な役割を果たしておりますので、小中学校で使用する教科書を採択することは、採択権者である豊島区教育委員会が、自らの権限と責任において、適正かつ公正に行うべきものでございます。

文部科学省は教科書採択に改正について通知等によりまして、教職員の投票によって採択教科書が決定されるなど、採択権者の責任が不明確になることがないよう、教科書の適正かつ公正な採択手続の確保等通知をしてございます。ですので、こうした通知に基づきまして、今回、教科書採択を実施してございますので、公正、公開といったものにつきましては、既に確保されていると考えております。

三田教育長)

公正、公平、公開を貫いているというお話でしたが、法の中には適正かつ公正にと書いてあると思いますが、公平という言葉を使われていましたか。

教育指道課長`

文科省の通知には公平という言葉は使われておりません。

三田教育長)

公開をしているというのは、例えば教科書の展示とか、それから採択の教育委員会はいつも公開を原則としてやっています。採択が終わった後は選定委員会や調査部会の情報を全て公開しています。だから、公開は担保されていると思います。

教科書採択には、教育指導課長も含め、統括指導主事や指導主事も携わりました。選定 委員会や調査部会には、部長に参加していただきました。ですが、調査部会や選定委員会 に採択権限はあるのでしょうか。

教育指導課長)

選定委員会にお願いをしている職務につきましては、教育委員会の下命を受けて選定の

項目に基づいて種目ごとに教科用図書の選定資料を作成し、教育委員会に報告することで ございます。採択のことについては一切ございません。

渡邉委員長)

続いて2番目に関しまして、教育指導課長お願いいたします。

教育指導課長)

選定委員会や調査部会の委員が、どの教科書を採択すべきか意見を述べることは任務としてはございません。また、選定委員会及び調査部会の任務が、特定の教科書の採択を教育委員会に要望することは、適正かつ公正な採択手続を確保する文科省の通知内容とは反する行為でございます。これにつきましては不採択とすべきです。

渡邉委員長)

続きまして、3番目。選定委員会は教育委員会に対し、選定資料の作成、報告をするだけではなく、調査部会によって出された意向を教育委員会に提出できるようにして欲しいということに関しまして、教育指導課長お願いします。

教育指導課長)

こちらにつきましても、今、申し上げた内容と同様でございますが、選定委員会及び調査部会の委員が特定の業者の採択を教育委員会に要望することは、適正かつ公正な採択手続を確保することに反する行為でございますので、これにつきましても不採択とすべきであると考えております。

渡邉委員長)

4番目につきまして、教育指導課長お願いします。

教育指導課長)

全教員が参加・実施しております学校評価や関係者評価に基づきまして、教育委員会は 区内全校の教育課程の実施状況の成果、課題を適正かつ公正に総括・把握をしております。 さらに、教科書採択に関する教職員の個人的な意見については、アンケートなどでも把握 をしてございますので、教育課程の実施状況を十分に踏まえた上で採択をしてございます。 4番目に関しましては事実誤認でございますので、不採択と考えております。

三田教育長)

この陳情に対して結論としてはどのように扱うべきか、教育委員の皆さんから一言ずつ ご意見をいただいてはどうでしょうか。

菅谷委員)

教科書選定の仕組みが教育委員会の中できちんと決まっていて、それに従い、公正にやられていると思います。その辺の仕組みの細かい内容について、陳情者も理解されているのかもしれませんが、一部、事実をきちんと理解をせずに発言をされている気がします。 教科書の採択について関心を持っていただいていることについては、それはいいことですが、教育委員会として、これについては不採択という考え方が適当であると思います。

千馬委員)

豊島区では現行制度に基づいて、適切・公正に採択が行われていると思います。今後も 適正・公正さということを大事にやっていくべきです。それと、選定委員会、調査部会の 役割に関して、教科書展示のときなどに区民に分かってもらえるようにして、先生たちが きちんとやっているという姿を投影化していく必要があると思います。

三田教育長)

私は厳正かつ公正にやってきたと思っていますし、教育委員会は公正・中立ですから、 特段どこかに偏るということはありません。そういう見識を持ってやってきていると思い ます。

きちんと議論を組み立ててやってきているのですが、それでもこうやって評価されてしまうというのは、大変残念だと思います。教育委員会としては情報を公開していますが、より周知をして、たとえば教員に教科書の展示会へ実際に足を運んでもらい、教科書を手に取って見てほしいと思います。教育指導課長が校長会において、教員を展示会へ派遣してくださいという話をしていたと思います。そういうことをもっと広げて、大勢の人に教科書を見てもらい、私たちの意見が本当に公正かつ中立で、きちんと詰めて話をしているということをわかっていただけるようにしていくという課題があると思っています。この陳情内容については、例えば使いにくいとか、使いやすいという感想であり、それは全てを代表している意見ではないと思いますし、私たちは法律に反してまで要綱規則を変えてやるような内容ではないとも思います。これについては不採択が適切だと思います。

渡邉委員長)

私がPTA連合会の会長だったときに、選定委員会等に参加させていただいて、そのときには保護者として見る視点がすごく大事だと思っていました。校長先生は当然その会議に出ていらっしゃいましたし、驚いたのは、調査部会で上げられた資料がすごく細かいのです。先生たちがどう話したかということまで書かれていて、それらを踏まえ選定委員会で選定をしたものを教育委員会に上げているのです。意見がきちんと整備されていて、それらに基づいて今回私たちも審議をしました。前提がしっかりしているものであるという確証があるから上がってくる資料を信用して、安心した採択ができたと思っています。

ここに記載されているのは、一部の局面からのご意見として受けとめざるを得ないです し、到底納得できるものではないと思います。

教育指導課長)

本日、委員の先生方から頂戴しました意見を取りまとめまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条と、教科書無償措置法にも、教科用図書の採択についての規定がございます。この規定に基づいた豊島区立学校の教科用図書採択に関する規則並びに採択の事務要綱とは、異なる見解でございますので、不採択ということで取りまとめまして回答をしたいと考えています。

(委員全員異議なし 陳情第1号不採択)

(6)報告事項第1号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正について

<教育総務課長 資料説明>

渡邉委員長)

ありがとうございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴いまして、 区としても条例をかなり変えなければいけないというご報告でした。教育委員は都の説明 会にも行っていただいて、かなり深く理解していただいていると思いますが、何かご質問 等はありますか。

三田教育長)

豊島区教育委員会の体制が、来年の4月1日からどう変わるかということについて、新教育長となるのか、現教育長のままいくのかという点があります。私の任期があと2年と少しあり、それが終わった時点で新教育長に移行となります。来年の4月1日になっても、今のままだと思います。では委員長の役職はいつ廃止になるのかというと、私の任期が終わるときに委員長という職務がなくなり、皆が教育委員となります。皆さんの任期は、既に定められている任期のままです。私の任期が終わった翌日から新教育委員会体制になっていくということでご理解いただきたいと思います。

それから、豊島区も該当しますが、同じ日に教育委員3名が任期を終えます。できるだけ任期をずらすようにということなので、これについては今後も検討してまいります。 渡邉委員長)

これだけ変わると、これから先どうなるのかと教育委員に対しても質問があると思います。

三田教育長)

私から直接区長に対し、文科省から説明を受けてまいりましたということでご報告しました。制度が変わったことにより、横暴な新教育長が出てくるみたいな話をマスコミがしていますが、私はそうではないと思っています。特別区教育長会の会長として色々な新聞社から取材を受けていますが、この制度は責任と権限をきちんと発揮するために出されてきたもので、大津のいじめ事件が一つのきっかけだったと思います。

これまでも、教育委員会で事業を立ち上げたり、様々な改善をするために学校現場を応援したりしてきました。予算権限は区長が持っているので、いくらよかれと思って提案しても、財政当局からだめだと言われたらできないのです。今、文科省も教員の定数を増やそうと頑張っていますが、財務省からだめだと言われてしまうのです。それを、新制度の総合教育会議においては、区長は教育委員会の意見を尊重する義務があると言っているわけですから、積極的に調整を行ない、率直に教育問題について話したいと思います。地方行政の仕事というのは、教育と福祉だと高野区長も言っています。区長とは、次代を担う子どもたちを一緒になって育てようということができました。

教育というのは継続的で安定していて公正であることがとても大事だと思います。これは今回の改正後もきちんと継続してやっていくということで謳われていますので、その趣旨をしっかりと受け止めて、私たちの冷静な識見に基づく合議制の組織という点で、ゆる

ぎのないものにしていきたいと思っています。

千馬委員)

この間、東京都の説明会に参加させていただいて、文科省は機能面を重視されるのかという印象を受けました。ただ、経過措置が設けられているということを聞いて、ちょっと安心しました。この改正が児童・生徒にとっていい機能を果たしていくことが大事なので、私もしっかりと制度を踏まえて委員としてやるべきことをやってまいりたいと思います。 三田教育長)

今回、区議会第3回定例会に上程している「豊島区いじめ防止推進条例」ですが、それについても新教育委員会制度とリンクすると思います。大変な問題に至ったとき、大津市の場合では教育委員会と首長がうまくいきませんでした。市長と対立してしまったのです。全く別な方向に行ってしまいました。結果的にいじめ被害者を死に至らしめた責任は大きいと思います。そういうことにならない様に、「豊島区いじめ防止推進条例」の中でも、私が長になって緊急対策会議やるということと同時に、区もそうした緊急の場合はきちんと対策本部を立ち上げて、しっかりと学校をサポートしていく必要があります。専門家による判断組織、解決組織などを設けながら、最高の英知を絞って機敏に対応できることを提案しますので、これは一つの試金石になっていくものだと思います。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(7)報告事項第2号 教育に関する事務の点検・評価報告書

<教育総務課長 資料説明>

渡邉委員長)

教育に関する事務の点検・評価報告書についてご報告いただきました。既にこの内容については過去にご報告をいただいておりましたが、改めまして、何かご質問等ございますか。

三田教育長)

この後の扱いについて説明をいただきたいです。

教育総務課長)

今、資料を最終的に作っていまして、区議会第3回定例会の子ども文教委員会に報告をさせていただきます。子ども文教委員会は来週の月曜日に開かれますが、議事の関係から、恐らく10月2日の木曜日に報告となると思いますので、今、何かご意見等があって修正するところがありましたら修正し、最終調整をします。

千馬委員)

いろいろな事業が効率的に行われていることを改めて感じました。特に心理テストのハイパーQUについて、私も豊島区、特に独自のいじめ対策の一つで注目しているのですが、ここで年に2回にしてほしいというご意見が出ていますが、これに関しましてお考えがあれば教えていただきたいです。

教育指導課長)

ハイパーQUにつきましては、各学校において5月下旬から6月にかけて実施をしております。結果を分析しておりますが、学校としては自分たちが講じた手立てがどれだけ子どもたちに有効だったのかということを、この12月あたりにもう一度確認をして、それ以降の指導の充実につなげたいということです。次年度につきましては、ぜひ回数を増やすことも含め、拡大の方向で検討していきたいと考えております。

教育総務部長)

スクールソーシャルワーカーについても評価がとても高くて、人件費の扱いもありますが、こういった部分を今日のご意見を踏まえて事業化して拡充していかなければいけないと思います。それは何らかの形でまとめておく必要があるとは思っていますが、行政内部の予算要望があるので、そこに確実に反映したいと思います。こういった第三者評価を踏まえて、ではどうするのかといったときに、私たち事務局の考え方を委員に示すとともにご意見を伺うという方針に改めたほうがいいのかとも思っております。今回はA評価が多いですが、ハイパーQUとスクールソーシャルワーカーについては重点的に、今後予算を要望していこうと思っております。

渡邉委員長)

この報告書でAが多いというのは大変すごいことですし、実際にAをもらえるだけのことが行われています。スクールソーシャルワーカーもハイパーQUの取り組みもそうですし、特別支援に関することは、地域の保護者からも丁寧に対応してもらいありがとうございましたという声もよく聞いています。

具体的に予算ができて、さらなる進歩が望めるような形にしていただければと思います。 (委員全員異議なし 報告事項了承)

(8) 報告事項第3号 豊島区教育ビジョン検討委員会の報告

<教育総務課長 資料説明>

渡邉委員長)

豊島区教育ビジョンの検討委員会が開催され、これから具体的な作業に入っていくというご報告をいただきました。ご意見等はありますか。

千馬委員)

教育ビジョンには、豊島区の学校教育の方向性がはっきり示されていて、元校長としては、非常にわかりやすかったです。

じっくりと読ませていただいて、私なりに学んだところ、あるいは提言できるところを 精査してまいりたいと思います。

菅谷委員)

このビジョンが計画通りにいけば本当にすばらしいと思いますが、長いスパンで見たときに少子化という問題があります。それをこの教育ビジョンの中に取り込んでいけたらさらにいいと思います。もちろん少子化問題には取り組んでおられると思いますが、魅力ある豊島、特に豊島の教育は、若い保護者の方にとって大きな魅力です。そういったところ

でこういうビジョンがうまくいくように、非常に期待をしています。

三田教育長)

委員長は上智大学の名誉教授加藤幸次先生ですが、かつては国立研究所の主任調査官も やられていました。ですから豊島の教育について、全国的、世界的なレベルで見ていただ けるということです。

先ほど少子化のお話がありましたが、子どもが少なくなればなるほど、親は大事に丁寧に育てたいという気持ちが強くなってきますし、行き届いた教育を求めると思います。そういった点でも、相応しい委員長だと思います。今回の緑川副委員長は前回の委員長で、今の現行のビジョンに携わってこられましたし、以前は東京都教育委員会の指導課長をされていて、その後豊島区の校長先生もされたということで、現場でキャリアを積みながら、同時に学術研究もされて、こちらも豊島区の現状を考える上で相応しい方だと思います。このように学識経験者を迎えて検討しているということで、教育ビジョンは単に自己満足的な計画ということではなく、大所高所から豊島の教育を評価していただくということです。この教育ビジョンをもとに、こういう計画で今年度は頑張りたいと区長に示したいと思います。

教育は意図的、計画的にすすめていくことが大切で、力を入れてやっていきたいと思いますので、教育委員の皆さんからもエールやご指導をいただきたいと思います。

千馬委員)

基本的な豊島区の教育の方向性を示す教育ビジョンの冊子は、学校関係はもちろんのこと、他にはどのようなところに配布されますか。

教育総務課長)

保護者全体に配るというのはちょっと無理ですが、区民にも見ていただけるように図書館にも配布します。他にもご希望のある方に広く配付いたしたいと思います。

三田教育長)

教育ビジョン2010は全小中学校幼稚園の教員にも配付しました。他にも都内の教育委員会や、区議、教育に携わる民生・児童委員などにもお配りしました。保護者につきましては冊子配布が困難でしたので、概要版を作り配布をしました。

後々他にも配布するだろうと思い、予算の中で増刷をしまして、かろうじて足りたということです。教育ビジョンの概要を、教育だよりや区の広報紙などに掲載をしていただいて、広く周知をしていくように努力したいと思います。

渡邉委員長)

教育ビジョン2010の冊子版を見させていただいたのはPTA連合会会長のときでしたが、こんなにたくさんの事業をやっていることに驚きました。計画したことがほぼ実績としてできているのはすごいです。やはりできませんでしたとか、成果がでませんでしたということがあってもおかしくはないはずですが、そういうことのない状況で、しかも評価も高いというのは、大変素晴らしいことですし、見直していってもらえるということは

ありがたいです。案として作り、実行していくのは、地域としてはありがたいですし、保護者、子供としてもやりがいはあるし、とてもいいことだと思います。

それから、豊島区にもご高齢の方がたくさんいらっしゃいますが、その方々にも応援してもらえれば大変ありがたいと思います。

教育ビジョンの検討委員会の報告につきましては、了承ということにさせていただきます。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(9) 報告事項第4号 平成26年度授業改善ヒアリングの結果について

<教育指導課長 資料説明>

渡邉委員長)

平成26年度授業改善ヒアリングの結果についてご報告をいただきました。これに関しまして、ご意見等はありますか。

菅谷委員)

3段階にしている評価と5段階にしている評価とがありますが、私は5段階の方が評価 しやすいのではないかと思います。細かく分けたほうがどう進歩したかよくわかる気がし ます。この評価というのは自己評価ですか。

教育指導課長)

こちらは自己評価でして、自己評価の明確な基準に基づく評価というよりは、学校として、この1年間を振り返ってどの程度、学力向上が進んだかというのを、自ら振り返っていただくということです。そのあたりについては今後も検討していきたいと思っております。

菅谷委員)

こういうヒアリングの結果が、翌年の行動計画に向けて参考にされているのですか。 教育指導課長)

7月20日からヒアリングを行いまして、多くの学校がヒアリングの中での質疑、指導を受けて、授業改善推進プランを書き換えて提出しております。私たちが一番気を付けているのは、プランを立てただけで終わらず、実際に一人一人の先生がプランに基づいて授業改善を進めたかどうかということをしっかり見定めることです。自己申告とそれに伴う授業観察の中で、実際に授業改善の状況を把握します。またそれを私たちと校長等で改めて確認するというようなPDCAサイクルに基づく授業改善を徹底していこうということで取り組んでいます。

千馬委員)

学校の情報や教育委員会の指導情報がよくまとまっていると思います。私もこのヒアリングに臨むときに、学校としては教育実践効果をきちっと発見する機会にしたいと臨んだことを思い出します。もう一つは学校経営戦略を理解してもらうということで、研究発表もちょっとやりたいと伝えたことがあり、すぐに実験研究校にしてくれました。こういう

機会があるからできたことだと思います。これからもぜひ続けていっていただき、良い分析をしていただきたいです。

三田教育長)

教育長に就任して以来、6年間毎年継続して授業ヒアリングをやってきました。この検証を2学期以降もしっかりやって、3学期の外部評価の中で、こういう取組みをやってよかった、学校全体が活性化した、子どもの学びが順調に進行している、というようになればいいと思います。

豊島区の場合は、若手教員をどう育成するかが課題です。成長し、戦力になると思ったら、また新しいメンバーが入ってきてという繰り返しです。それがここしばらく数年続きましたが、徐々に収束してきています。

教育ビジョンも、5年間耐えればいいということではなく、5年間とその先5年、つまり10年先のことを想定して作っておかなければ腰砕けになります。学習指導要領も、4年後には改定されてしまいます。授業要領とビジョンというのはセットで相乗効果を上げていく必要があります。

私たちが学校と情報交換をして、総合評価をしながら先へ進もうと考えることが、今の 豊島区の活性化につながる一番重要なポイントだと思います。ここに報告したことについ て、私たちも進行管理をしっかりやってまいりたいと思います。

渡邉委員長)

資料のうち、課題の共有というところの4と5について、26年度は25年度と比べると減っています。児童・生徒の実態把握をしていくことは、先生たちの若返りに反映していけると思います。先生たちの動向について、経年変化を各学校で見ていただいて、どの程度改善ができているのかを出してほしいです。管理職の先生はかなり頑張っていらっしゃると思いますが、その頑張りを他の先生にまで行き届かせることは難しいと思いますので、その辺のバックアップも教育指導課でやっていただくと、現場の先生もさらに頑張っていけると思います。

先日、校長先生たちとお話しする機会があり、学校の近況をたくさん話していただきました。ただ、教員に関しての話ということになると、前に話していたことと違うということもあったりするので、子どもの指導と同じように根気よくやっていただくしかないと思います。いずれにしても子どもは3年または6年で卒業してしまいますので、各学校でしっかりとした学習と、いい体験をして進学していってほしいです。先生も指導に対しても教育指導課から力を入れていただきたいです。教育指導課は子どもの指導をすると思われていますが、先生の指導という部分もあると思います。ぜひそういう形で現場を応援していただければと思います。

では、これに関しては了承ということでよろしくお願いいたします。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(10) 報告事項第5号 能代市-豊島区 いなか体験・子ども交流事業

(11) 報告事項第6号 能代市との教員交流について

<教育指導課長 資料説明>

渡邉委員長)

能代市との交流事業で子どものいなか体験交流と、教員交流についてご報告いただきま した。

三田教育長)

協定を結んだときは、すがる思いというか、頑張らなければいけないという強い使命感を抱きました。今ではお互いに連携して交流を深めてきて、3回目を迎えました。ここまで来るとは思っていませんでしたし、ウインウインの関係でできていることが長続きの秘訣だと思います。大事なエッセンスをお互いにギブ&テイクで持っていくということを忘れないで続けていかなければいけないですし、次はどう改善するかといつも考えます。今回も報告しっ放しにはせずに、次の施策にどう生かしていくかを考えてやっていく姿勢を堅持していけば、能代市とうまく交流ができると思います。

渡邉委員長)

外部からの刺激というのは、大人も子どもも有用だと思いますので、また良い報告を期待しております。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(12) 報告事項第7号 区立幼稚園幼児教育相談の実施報告について(前期分)

<教育センター長 資料説明>

渡邉委員長)

ありがとうございます。区立幼稚園幼児教育相談の実施報告について、前期分のご報告をいただきました。

菅谷委員)

この相談というのは長くやっているのですか。

教育センター長)

この相談は今年から本格実施した活動です。昨年度、幼稚園の特別支援において試行しました。1年間、前期と後期で試行し、有効であるということが検証できましたので、今年から本格実施をしました。

菅谷委員)

この報告を見ると、とても効果があったように見えます。非常に良い報告だと思います ので、継続してやっていただきたいと思います。

三田教育長)

大きな成果が3点あったと思います。1点目はセンター所長をはじめ、区固有のスクールカウンセラーが非常によく頑張っていたことです。児童心理学を駆使して臨床心理を活用しながら、自己肯定感を高めていくという取組みが、見事に親の感想や子どもの関心に反映されていると思います。

2点目は、豊島区は私立幼稚園に対して、幼児教育のモデル事業で幼稚園をやっている と宣言しました。モデル事業としての道を拓いていくことはできるのだから、私立ももっ と頑張って欲しい、補助金も出ているのだから一緒にやって行きましょう、豊島区が応援 しますという働きかけをしていく必要があると思います。

3点目です。去年、東京都が全校にスクールカウンセラーを配置しました。豊島区はもともとスクールカウンセラーを学校に派遣していましたが、東京都が遅ればせながら全校配置をしたということです。しかし、なかなか思うように機能していません。スクールカウンセラーは豊島区の教育には必要ないからカットしましょうという考え方もありましたが、私はそうは思わない、区の実態から見ても配置が必要だということで反対をしました。教育センター所長とよく話し、取り組みましたが、結果的にやって良かったと思います。

区のスクールカウンセラーというのは学校からの信頼も厚いですし、実績も残しています。こういう形で貢献してもらっていることは、豊島区の教育全体を底上げしてくれています。就学相談と就学措置というのは、本区にとってものすごく重要な課題です。解決していかなくてはいけないことにきちんと焦点を当てて取り組めたということは、大変良いことなので、この経験とノウハウを私立、公立に広げていく必要があると思います。困った感のある子供たちに、必要とされているところに人手が回るように、私たちはしっかり主張すべきです。

千馬委員)

特別支援教育は教育の原点だと、私もよく現場で話をしていました。何故原点かというと、児童、保護者の変容が具体的に学べるからです。

確かに費用対効果は大事ですが、教育の場合は非常に時間がかかる場合もあるし、個別 対応でさまざま形をとる場合もあるので、人材というものを大事に出していただきたいと 思います。

渡邉委員長)

特別支援を受けている保護者の方から、学校の対応がとてもすばらしくて、本当に感謝しているので、お伝えくださいと言われました。保護者が子どもの状況を理解して対応するのは大切なことで、大半の保護者が、子どもがそういう状態に至ってないと勝手に決めつけて、結果的に学校に無理難題を押し付けてしまうようなケースもあると思うので、幼稚園の頃から教育相談に来て、実態をわかってくれれば、子どもも幸せになるだろうし、親も安心して学校に送り出せます。教育センター所長を始め、皆さんのすごい努力があるからこそ、これができていますし、大変ありがたいです。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(13) 報告事項第8号 東京文化財ウィークの参加について

<教育総務長 資料説明>

渡邉委員長)

気候もよくなってくることですし、皆さんにお出かけいただいて、文化を楽しんでいた

だいて英気を養っていただけると思います。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(4) 第40号議案 非常勤職員の任免について

<学校運営課長 資料説明>

人事案件のため非公開

(委員全員異議なし 第40号議案了承)

渡邉委員長)

これをもちまして、第10回教育委員会臨時会を閉会とさせていただきます。

(午後5時10分 閉会)